

実績評価シート

担当課長：総合環境政策局総務課長

<p>施策名</p>	<p>環境と経済の統合に向けた取組</p>	
<p>1 施策の概要</p>	<p>環境問題の構造の変化に対応して持続可能な社会への転換を図るためには、国民、事業者などが持続可能な生活様式を選択し、自らの行動に環境配慮を織り込むことを促進する社会環境を整えることが必要。 本施策は、経済的手法の活用のほか、事業者の自主的な環境保全活動の推進、国等によるグリーン購入の推進、環境に配慮した製品・サービスの普及等の施策を進める。</p>	
<p>2 (1) 施策の目的、目標・達成時期</p>	<p>2 (2) 達成状況</p>	
<p>(目的) 社会経済システムへの環境配慮の織り込みを図る「社会経済のグリーン化」を進める。</p>	<p>環境保全に資する施設等について税制上の優遇措置を実施。13年度は、環境上の性能に応じて自動車税の重課・軽課をする措置等を導入。 環境報告書、環境会計に関するガイドライン等を取りまとめ。これらにより、環境報告書、環境会計を公表する企業が急増。 新たに制定されたグリーン購入法に基づき、国等のグリーン調達を推進。 事業者や国民によるグリーン購入を進めるため、普及啓発や情報提供を実施。</p>	
<p>3 課題の体系</p>	<p>(1) 経済活動のグリーン化 経済的手法の導入 産業のグリーン化 (2) 事業者の自主的な環境保全活動の推進 (3) 環境に配慮した製品・サービスの普及 (4) 国等によるグリーン購入の促進 (5) 環境事業団の効果的な運営</p>	
<p>4 評価</p>	<p>従来より、環境汚染等に関しては、各媒体ごとに汚染物質の排出規制等の対策を実施してきたが、近年環境問題の構造が大きく変化してきた。これに適切に対処して持続可能な社会への転換を図るため、新たな政策手段の開発、既存の政策手段の改良などを行いながら社会経済システムに環境配慮を織り込むためのあらゆる政策手段の適切な活用が重要。このため、社会経済のグリーン化に向け、従来の規制的手法に加えて、経済的手法、情報的手法、手続的手法といった新たなアプローチの一層の開発・普及が必要。 よって、税制のグリーン化、事業者の自主的な環境保全活動の推進、環境に配慮した製品・サービスの普及、国等によるグリーン購入の促進は有効な施策であり、更に推進すべき。 また、これまで、種々の手法の確立により自主的な取組を促進してきたところ、今後は、これまでの成果を踏まえて、経済社会のグリーン化を促進し得る仕組みの構築に着手すべき。 環境事業団は、多年にわたる経験と知見に基づき、特に必要性の高い事業に限定し、事業を行っている。</p>	